

週休 2 日工事の導入に係る事務取扱試行要領

1 目的

この要領は、建設業の働き方改革を推進する観点から週休 2 日の取得に要する費用の計上等を現場閉所の達成状況に応じて行うことで、建設業の週休 2 日制度の導入に向けて取り組むものである。

2 対象工事

原則として、西宮市が発注する予定価格 1,000 万円以上の建設工事（以下「工事」という。）を対象とする。

<対象外工事>

「西宮市工事成績評定及び通知公表要領」において工事成績評定の対象外となる工事、単価契約による工事、工期から現場着手（現場測量等）前、年末年始期間、夏季休暇期間、一時中止期間、工場製作期間及び現場終了後等の期間を除いた期間（以下「対象期間」という。）が 30 日未満の工事、点検・清掃・除草等の作業及び災害に伴う緊急または応急工事。

また、災害復旧工事や終日規制工事などで、特に早期復旧、早期供用を必要とし、週休 2 日が困難な工事は、この要領の対象から除外することができる。

3 実施方法

- ・入札段階（特記仕様書）で、週休 2 日制度の対象であることを明記する。（別紙 1 参照）
- ・受注者は契約後、対象期間において週に 2 日（4 週 8 休）の現場閉所（以下「現場閉所」という。）とする週休 2 日を反映した施工計画書を提出する。ただし、現場の特性により現場閉所が困難な場合は、可能な範囲で現場閉所を考慮した施工計画書を提出する。
- ・発注者は適切な工期設定を行うとともに、受注者の工程管理に支障をきたさないように、ワンデーレスポンス（1 日または適切な期限までに対応すること）に努める。なお、4 週 8 休に満たない施工計画書が提出された場合は工期及び経費の契約変更を工期内に行う。

4 発注方式

次のいずれかによる方式のうち、発注者指定方式を基本とする。

（1）発注者指定方式

発注者が、4 週 8 休に取り組むことを指定する方式

特記仕様書において、4 週 8 休に取り組む旨を明記するとともに、4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数を乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たないものは補正分を減額変更する。

（2）受注者希望方式

受注者が、現場着手前に発注者に対して週休 2 日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

特記仕様書において、受注者が現場着手前に発注者に対して週休 2 日の取り組みについて協議することを明記するとともに、4 週 8 休を前提とした工期により予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、週休2日の達成状況に応じた補正係数を乗じたうえで増額変更するものとする。

5 積算方法等

【土木工事の場合】

現場閉所の達成状況に応じて、諸経費体系別に補正係数を乗じる。

経費の補正については、「西宮市土木工事週休2日工事の経費補正における積算要領」により計上する。

【建築工事の場合】

現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

単価の補正方法等については、「西宮市建築工事における週休2日工事の実施に係る積算方法等の運用」により行う。

6 工事成績評定

週休2日制度を導入した工事では、工事成績評定を次のとおりに取り扱う。

(1) 工程管理

現場閉所の達成状況が4週6休（発注者指定方式は4週8休）に未達の場合は、考査項目別運用表の次の評定項目を「×」にする。

ただし、現場の特性により現場閉所が困難な場合を考慮した施工計画書が提出された工事を除く。

- ・主任監督員評定2. II. 2.休日の確保を行っている。
- ・総括監督員評定2. II. 7.代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が行われている。

(2) 創意工夫

現場閉所の達成状況に応じて、1～2点の加点を行う。

- ・4週6休を達成した場合は、土木評定では施工管理関係「23.その他」、建築評定では施工管理関係「27.その他」に「週休2日工事現場閉所率〇〇%」と記載する。
- ・4週8休を達成した場合は、土木評定ではその他「41.その他」、建築評定ではその他「46.その他」に「週休2日工事（4週8休）現場閉所率〇〇%」と記載する。

7 確認方法等

- ・工事現場の現場閉所は、受注者が提出する週休2日工事実績表を工事履行報告書や建退協就労実績報告書明細等により確認する。
- ・閉所日に現場作業をしていなければ、現場閉所としてカウントする。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても含めるものとする。

8 工事看板

週休2日制度対象工事の受注者は、施工計画書で提出した週休2日の内容を工事現場に掲出することとする。

附 則

この要領は、令和 3年 3月 1日から適用する。

この要領は、令和 6年 4月 1日から適用する。(改定)